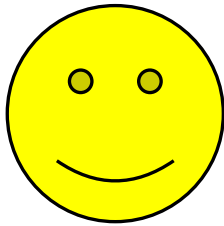


# 公文書公開請求の流れ

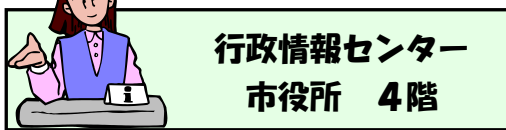


市役所の文書が見たい!!



公文書公開請求は市民の方々だけでなく、他の市町村の方や外国の方など、誰でもできます!

請求者

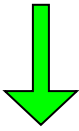


行政情報センター  
市役所 4階

- ★請求書の受付
- ★対象公文書の特定

見たい文書がどこの課にあるか、  
何という公文書かを特定します!

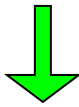
請求は郵送、電子メール、電子申請システムでも受け付けています。



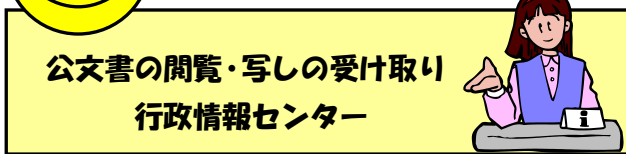
実施機関(公文書を持っているところ)

- ★公文書の検索・準備
- ★公開・非公開等の決定

原則公開ですが、個人情報や公開することで業務に支障が出る情報など、お見せできないものもあります……。



請求者に対し、**決定の通知**  
※請求日から15日以内に  
公開・非公開の決定し通知  
します。



公文書の閲覧・写しの受け取り  
行政情報センター

行政情報センターにて、公文書の閲覧、写しの受け取りができます。写しをご希望の際は複写にかかる費用を負担していただきます。

郵送での写しの受け取りも可能ですが、郵便代と複写代は請求者の負担となります。

黒塗りがあったり  
非公開だったり  
決定に納得できない!

こんなときには??

市の実施機関が行った決定に不服がある場合は、3か月以内に審査請求を行うことができます。

審査請求があったときには、実施機関は情報公開審査会に諮問します。

<情報公開審査会>

5人の有識者からなる第三者的性格を持つ救済機関で、審査請求があった場合、実施機関の判断が正しいかどうかを公平な立場から審議します。

